

ユニークな文化と心とひとづくり ～役割を担い合う協働社会の形成～

5－1 学校教育

- 児童生徒にわかりやすい授業を実施し、基礎的かつ基本的な学習内容の定着に努めます。
- 一人ひとりの個性を生かした指導の一層の充実を図ります。
- 快適な学校環境づくりのため、総合的な基盤整備を図ります。
- 「心」や「命」の教育を推進するため、自然体験学習やボランティア活動などの実践教育を行い、心豊かな人間形成を図ります。
- 高度情報化社会や環境意識の向上に適した情報・環境教育を推進します。
- 国際化に対応した外国語教育に取り組むとともに、教職員の資質向上に努めます。

5－2 社会教育

- 青少年が社会的に自立した市民に成長できるように、その基盤となる家庭教育の充実、社会環境の整備や社会参加機会の拡充を図ります。
- 家庭・学校・地域社会が一体となり、市民協働による青少年育成活動の展開を図ります。
- すべての人権問題を解決していくため、イベント・研修会の開催や啓発資料の作成配布に取り組みます。
- 誰もが参加しやすく、わかりやすい人権啓発活動を展開します。

5－3 生涯学習

- 市民の学習ニーズを踏まえた多様な学習機会の創出に努めます。
- 既存学習資源の広域的なネットワーク化と、市民が自主的に学習できる総合学習支援システムの整備を図ります。
- 社会教育関連の諸団体の活動を支援し、情報の提供や相談体制の整備を図ります。
- 公民館や文化センターなど生涯学習の拠点づくりを推進します。
- 社会教育指導者の養成・研修を実施し、必要な知識・技能を持つ生涯学習ボランティアなどの人材確保・養成に努めます。



運動会風景

5－4 文化・伝統

- 身近な地域でさまざまな芸術・文化に親しめる環境の整備や市民が主体的に活動できる機会の充実に努めます。
- 市民文化祭などによる市民主体の文化活動の向上と交流を図ります。
- 伝統文化継承条例を制定し、伝統文化継承館（仮称）の建設を目指します。
- 重要な遺跡の整備を促進します。
- 学校などの教育機関・施設との連携を強めながら各種講座や学習会の開催を図ります。

5－5 コミュニティ

- 連帯意識や郷土愛に支えられた地域住民間のお互いの心のふれあい、コミュニティ活動を積極的に支援します。
- 自治会などを中心とする地域におけるコミュニティ活動の振興を図ります。
- 地域づくりやコミュニティ活動を担う組織や人材の育成・強化を推進します。

5－6 地域づくり・人材育成

- 市民や市民組織、企業、団体などによる自主的・主体的な地域づくり活動が活発に行われるよう、人材の育成や各種地域づくり情報の提供を図ります。
- 地域づくり団体への支援を推進するとともに、市職員の地域づくり事業への参画を促進し、まちづくり団体と行政のスクラム強化を図ります。
- 活動の分野や立場の違いを越えた交流の場を提供し、地域を担う多様な人々による地域づくり活動を支援します。
- 地域づくり団体、NPO法人^{※1}による地域づくり活動を支援します。

※1 NPO法人…民間非営利組織。株式会社などの営利企業とは違って、利益を関係者に分配しない、社会性の高い事業をする組織。

5－7 男女共同参画

- 女性のグループやリーダーの育成、市政への登用促進、学習機会の充実などを推進します。
- 男女共同参画推進懇話会や行政内の男女共同参画推進会議により、幅広い視点から、男女共同参画社会の実現を推進します。
- 男女共同参画行動計画の策定や、男女共同参画推進条例の制定、宣言都市に取り組みます。

5－8 地域内・国内・国際交流

- 地域の活性化を図るため、広域的な人と経済の交流を促進します。
- 地域連携を深め、地域に活力とにぎわいを創出するとともに、地域内の交流を促進します。
- 市民の国際理解、国際交流活動を一層促進し、国際感覚豊かな市民性の育成に努めます。
- あらゆる分野において国際化時代に対応する人づくり、まちづくりを推進します。
- 外国の都市と姉妹・友好都市締結を目指します。

5－9 広報・広聴

- 市民が市政情報をいつでも、どこでも簡単に入手できるよう、広報紙やホームページなどさまざまなメディアやツールを利用して情報の提供を図ります。
- 市長への手紙や市政座談会、各種相談などにより市民の意識やニーズの把握に努めます。
- 市民の声を市政に反映させ、市民参加型のまちづくりに取り組みます。

5－10 行財政改革

- 幅広い見識に富んだ職員の育成、適切な人材配置に努めます。
- PFI^{※1}（民間活用）の導入やNPO法人の活用により、業務の効率化を図ります。
- 行政と市民の応益負担のあり方の改善と自主財源の確保に努めます。
- 中長期的な財政展望にたって、健全で自主性のある財政運営を推進します。
- 事務事業の評価システムの導入やバランスシート^{※2}の活用を図ります。

※1 PFI…従来、公共部門が実施していた社会資本整備などの公共サービスを民間部門の資金を導入して、民間事業者を中心に実施する方式。

※2 バランスシート…貸借対照表、ある一定時点での企業の財政状態を明らかにする計算書類。

5－11 情報公開

- 透明性を確保するための積極的な情報公開を推進します。
- 情報公開条例を制定し、「開かれた市政」の実現に向けた基礎づくりを推進します。
- 情報公開制度の効果的な運用により、必要な情報のわかりやすく迅速な提供に努めます。
- 個人情報については、保有する情報が不正に流出したり、使用されたりすることがないように、その保護に努めます。

5－12 広域連携

- 国・県及び周辺市町村との連携・協調を図り、市域を越えた共通の行政需要に効率的に対応します。
- 関係市町村と相互の自主性を尊重し、連携、協力のもと、広域的な観点に立った行政を進め、地域の活性化を図ります。